

## 北海道米をめぐる状況

## 1 令和2年産水稻の作柄状況（9月15日現在）

（単位：ha、トン）

		30年産		元年産 (R1.9.15)		2年産 (R2.9.15)
全国	作付面積	1,592,000	▲8,000	1,584,000	▲10,000	1,574,000
	(主食用)	(1,386,000)	▲7,000	(1,379,000)	▲13,000	(1,366,000)
北海道	作付面積	106,400	▲800	105,600	▲900	104,700
	(主食用)	(98,900)	▲1,900	(97,000)	▲1,700	(95,300)
	収穫量	514,800		588,100		未発表
	(主食用)	(489,600)	+64,300	(553,900)	▲200	(553,700)
	作況	90	+14	104	+1	105

資料：農林水産省「作物統計」「令和2年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況」

注1：作付面積には青刈り面積を含む。

注2：収穫量は子実用。

## 2 主食用米等の需給見通し（令和2年7月）

（単位：万トン）

			2年3月		2年7月
令和2/3年	令和2年6月末民間在庫量	A	187	+14	201
	令和2年産主食用米等生産量	B	709~717	+0	709~717
	令和2/3年主食用米等供給量計	C=A+B	897~904	+13~+14	910~918
	令和2/3年主食用米等需要量	D	717	▲2	715
	令和3年6月末民間在庫量	E=C-D	180~187	+16~+17	196~204

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

## 3 需要実績の推移

（単位：万トン）

		28/29年		29/30年		30/元年		元/2年 (速報値)
全国		754.0	▲14 ▲2%	739.6	▲5 ▲1%	734.6	▲22 ▲3%	712.8
	北海道	57.5	▲6 ▲10%	51.6	▲1 ▲2%	50.6	+5 +10%	55.5

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

#### 4 民間在庫量の推移

(単位：千トン)

	29年産 (H30.6月末)		30年産 (R1.6月末)		元年産 (R2.6月末)
全国	1,340	▲27	1,314	+226	1,540
北海道	160	▲14	146	+1	147
当年産	157	▲20	138	+3	141
一年古米	3	+6	8	▲2	6

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者及び年間取扱量5,000トン以上の販売業者。

注2：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

#### 5 相対取引価格の動向

(単位：円/60kg)

	30年産		元年産
全銘柄平均	15,688	+37	15,725
北海道ななつぼし	15,996	▲129	15,867
北海道ゆめぴりか	16,266	+535	16,801
北海道きらら397	15,527	▲91	15,436

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：30年産は出回りから元年10月まで、元年産は出回りから2年7月までの年産平均価格。

#### 6 事前契約数量の推移

(単位：千トン)

	29年産	30年産	元年産	2年産
全国	1,369	1,429	1,430	907
(事前契約比率)	(47%)	(50%)		
北海道	183	175	209	181
(事前契約比率)	(49%)	(56%)		

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者。

注2：元年産及び2年産の値は、2年7月末時点の速報値。

#### 7 国内の主食用米の需給及び価格動向に関する判断

		2年7月		2年8月
主食用米の需給動向	現状判断DI	25	+0	25
	見通し判断DI	26	▲2	24
主食用米の米価水準	現状判断DI	48	▲3	45
	見通し判断DI	36	▲9	27

資料：米穀安定供給確保支援機構「米取引関係者の判断に関する調査」

# 令和3年産「生産の目安」の基本的な対応方向

## 1 課題

- ◆ 全道のR2の主食用(+備蓄用)米作付面積が、「目安」より大きく減少。

R2「目安」の面積換算値	①	97,402 ha
R2 作付面積 (9/18 速報値)	②	95,689 ha
差	②-①	▲1,713 ha

➡ 主食用米の需要に応じた生産に懸念

- ◆ 全道のR2の加工用米作付面積が大きく増加。

R元 作付面積	①	5,022 ha
R2 作付面積 (9/18 速報値)	②	5,858 ha
差	②-①	836 ha

➡ R3の作付意向が、集荷団体の販売計画を上回る可能性

## 2 対応方向

- ◎ 全道の目安の範囲内で、主食用米の作付面積を拡大する意向のある協議会に対し、作付意向を最大限に踏まえて、目安を配分
- ◎ 加工用米の目安(参考値)の算定方法の変更

## 令和3年産「生産の目安」に向けたJAグループ北海道の考え方

令和2年9月4日  
北海道農協米対策本部

### 1. 令和3年産「生産の目安」に向けて

#### (1) 全般

- 令和3年産「生産の目安」にあたっては、原則、令和2年産の考え方を踏襲することとするが、令和2年産において、主食用米が目安に対し、大幅に未達となっている状況、水稲作付面積が増加していないにもかかわらず、加工用米が増加している状況を踏まえると、目安設定にあたっては、見直しも検討する必要がある。
- 畑作物からの転換を促し、水張面積の拡大を目的とした水田活用米穀への道枠産地交付金が需給環境によっては用途別生産のバランスを崩してしまいかねない点についても課題認識する必要がある。

#### (2) 全道の「生産の目安」について

- 令和2年産の需給状況、北海道における主食用米の作付状況を踏まえると、需給は緩和傾向であるものの、北海道の主食用米面積がそのまま減少した場合、平成30年以降増産に転じた県にさらなるシェアを奪われかねない状況にある。
- 令和3年産について、北海道は全国需要量の減少を踏まえ、国内全体の需給調整には一定程度協力するものの、安定供給とマーケットシェアを確保する観点から目安設定する必要がある。
- また、水稲作付面積の拡大にあたって、令和2年産の加工用途への供給量は限界に近いことから、用途別需要の見通しを含め推進する必要がある。

#### (3) 令和3年産の産地交付金活用方法について

- 道枠の産地交付金は制度上、3年間の目標設定となり、令和2年を目標とする産地交付金のメニューが多い。次年度以降の令和3年から5年にかけて新たな目標が求められている。
- 見直しにあたっては、地域の継続的取り組みが可能になるよう、基本的な考え方は踏襲するものの、現状の課題、更なる農業振興に向けて新たな方向性についても検討を進めてまいりたい。

- また、道枠の産地交付金の取組要件についても、全道的な取り組み方向と整合性が図られるよう見直しを進めるとともに、必要に応じ、新たなメニューも検討してまいりたい。なお、内容については次年度の営農計画に反映できるよう可能な限り早期に示すことを求めていく。

#### (4) その他

- 上記以外に下記の課題3点に係る対応について検討が必要。

#### ●課題1：水稲作付面積の拡大に向けて

##### 【対応案】

ビジョン目標では107,000haへ向けた水稲作付面積拡大を掲げているものの、減少に歯止めがかからず、令和3年度においては、農水省が麦大豆増産プロジェクトを政策の柱として掲げることが予想されるため、さらなる水稲作付面積の減少が懸念される。

については、各JA、協議会の水稲作付拡大の取組を促すべく北海道と一体となって水張面積の拡大を呼びかけるとともに、産地交付金の道枠メニュー及び地域配分にあたり、地域再生協議会の水稲作付面積拡大への取組を支援するため、過去実績から算定し、水稲作付面積を増加させた場合に、追加配分を行うなど、産地交付金でもインセンティブを設けるなど、地域再生協議会へアンケートの結果等を踏まえ、国と相談しながら検討してまいりたい。

#### ●課題2：主食用米の目安に沿った生産に向けて

##### 【対応案】

主食用米が目安を大幅に下回る状況を受け、主食用米の作付意向がある協議会へ意向に近い形で目安を配分できるよう、算定方法を見直す方向性で検討してまいりたい。

#### ●課題3：加工用米の作付について

##### 【取組経過】

加工用米については主食用米と一体的に取り組むことによる水稲全体での所得の確保、畑作物から水稲への転換を目指す観点から、道枠産地交付金の水準を高め設定した。また、加工用米の目安も安定的な作付け確保の観点から参考値として設定してきた。

販売情勢としては、府県の加工用米作付の拡大と新型コロナウイルス感染症の影響により、酒造用途の需要が大幅に減少している。よって、当面の加工用米需要の回復は見込めないため、北海道全体として加工用米の作付を増やすことは難しい状況にある。

さらに、令和2年度道枠産地交付金においては、複数年契約に対するメニューを設け、多くの協議会で取り組んでいる。

##### 【現状の課題】

- ①加工用米の産地交付金積み増しは水張り拡大を目指し、推進したものであるが、単に主食用米からの切り替えで加工用米取り組んだ生産者も一部あり、主食用米の目安を余しながら加工用米を優先して取り組んだ協議会に対し、主食用米の作付確保や水張り拡大に努力した産地からは不公平感も生じている。

- ②令和3年産において、加工用米の作付推進を産地の意向のまま目安を設定した場合、需要以上の作付意向が積みあがり、ミスマッチが生じることも想定される。
- ③令和2年産の複数年契約が特定の地域の加工用米作付けの既得権となるような取り組みに対しては、多くの地域から疑問の声があがる可能性もある。

**【対応案】**

ア 令和3年に向け、主食用米の目安の算定方法を変更することで主食用米の目安が増えた場合、加工用米（複数年契約を除く）から主食用米へ転換する協議会も想定される。

そのため、まずは協議会の意向を確認し、北海道全体における加工用米の作付意向面積を確認する。

イ 令和3年産の加工用米の作付意向面積が需要（ホクレンや北集等の販売計画）を下回った場合は、意向面積通りに配分し、仮に意向が需要を上回ってしまった場合は、加工用米に取り組んでいる地域の背景、複数年契約の状況、主食用米への取組経過等を勘案し、公平性のある加工用米の目安の配分を求めてまいりたい。さらには、目安の効果的な実効性を高める方向性も検討する必要がある。

今後、令和3年産の加工用米の目安設定に向けては、地域協議会へのアンケート、ヒアリング等を通じ、北海道農業再生協議会と連携し、検討してまいりたい。

## 3年産生産の目安の基本的な考え方（案） 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="389 427 920 459"><b>3年産「生産の目安」の基本的な考え方</b></p> <p data-bbox="607 507 1072 619">〔令和 年 月 日 北海道農業再生協議会水田部会〕</p> <p data-bbox="208 651 468 683"><b>1 米をめぐる情勢</b></p> <p data-bbox="228 695 1106 991">主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続く見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p data-bbox="228 1007 1106 1345">本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、<u>近年、作付実績と生産の目安に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざま</u></p>	<p data-bbox="1319 427 1850 459"><b>2年産「生産の目安」の基本的な考え方</b></p> <p data-bbox="1536 507 2002 619">〔令和元年10月8日 北海道農業再生協議会水田部会〕</p> <p data-bbox="1137 651 1397 683"><b>1 米をめぐる情勢</b></p> <p data-bbox="1158 695 2036 991">主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続く見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p data-bbox="1158 1007 2036 1345">本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、<u>主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応じていくことを通じて、「日本一の米</u></p>

まな需要に応じていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

## 2 「生産の目安」の概要

### (1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応じていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稲作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

### (2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
  - 水稲全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
  - うるち、もち別
- ※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

## 2 「生産の目安」の概要

### (1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応じていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

### (2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
  - 水稲全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
  - うるち、もち別
- ※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。



## ■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
もち	数量(t)				
	面積(ha)				
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考)主食用以外の内訳		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
		面積(ha)					
もち	数量(t)						
	面積(ha)						
合計	数量(t)						
	面積(ha)						

### (3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

## 3 「生産の目安」の設定等

### (1) 作付意向調査の実施 (10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

## ■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
もち	数量(t)				
	面積(ha)				
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考)主食用以外の内訳		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
		面積(ha)					
もち	数量(t)						
	面積(ha)						
合計	数量(t)						
	面積(ha)						

### (3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

## 3 「生産の目安」の設定等

### (1) 作付意向調査の実施 (10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。</li> <li>○ 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。</li> </ul> <p><b>(2) 団体ごとの販売計画策定</b> (～11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。</li> </ul> <p><b>(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定</b> (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。 (算定方法の概要は別紙のとおり)</li> </ul> <p><b>(4) 「生産の目安」の決定・提示</b> (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。</li> </ul> <p><b>4 「生産の目安」の推進等</b></p> <p><b>(1) 「生産の目安」の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道農業再生協議会(水田部会)は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。</li> <li>○ 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。</li> <li>○ 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。</li> <li>○ 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。</li> </ul> <p><b>(2) 団体ごとの販売計画策定</b> (～11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。</li> </ul> <p><b>(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定</b> (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。 (算定方法の概要は別紙のとおり)</li> </ul> <p><b>(4) 「生産の目安」の決定・提示</b> (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。</li> </ul> <p><b>4 「生産の目安」の推進等</b></p> <p><b>(1) 「生産の目安」の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道農業再生協議会(水田部会)は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。</li> <li>○ 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。</li> <li>○ 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本</li> </ul>
---	---

に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

**(2) 産地交付金の活用**

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

**(3) 実施状況の確認等**

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

**(2) 産地交付金の活用**

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

**(3) 実施状況の確認等**

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

### 3年産「生産の目安」の基本的な考え方（案） 別紙 新旧対照表

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>3</u>年産「生産の目安」の算定方法の概要</p> <p><b>1 算定の流れ</b></p> <p>(1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。</p> <p>(2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。</p> <p>(3) <u>令和3年産の主食用うるち米については、3の(1)のイで地域協議会別の「生産の目安」を算定した後、5に基づく調整を行う。</u></p> <p><b>2 全道の「生産の目安」の算定方法</b></p> <p>(1) 数量の目安</p> <p><b>ア 水稻全体</b> イからエの合計値とする。</p> <p><b>イ 主食用米</b> 次の情報を総合的に勘案し、算定する。</p> <p>(ア) 農業団体及び集荷団体から報告される<u>3</u>年産米の生産販売計画における主食用米の販売計画数量</p> <p>(イ) <u>2/3</u>年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）</p> <p>(ウ) <u>元/2</u>年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u>年産「生産の目安」の算定方法の概要</p> <p><b>1 算定の流れ</b></p> <p>(1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。</p> <p>(2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。</p> <p><b>2 全道の「生産の目安」の算定方法</b></p> <p>(1) 数量の目安</p> <p><b>ア 水稻全体</b> イからエの合計値とする。</p> <p><b>イ 主食用米</b> 次の情報を総合的に勘案し、算定する。</p> <p>(ア) 農業団体及び集荷団体から報告される2年産米の生産販売計画における主食用米の販売計画数量</p> <p>(イ) 元/2年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）</p> <p>(ウ) 30/元年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給</p>

<p>及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表)  (エ) 作付意向調査において地域協議会から報告される<u>3</u>年産の主食用米作付意向面積  (オ) その他の関連資料</p> <p><b>ウ 加工用米</b>  <b>(ア) うるち</b>  <u>農業団体及び集荷団体から報告される3年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の作付意向を踏まえて算定する。</u></p> <p><b>(イ) もち</b>  <u>2年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される3年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。</u></p> <p><b>エ その他</b>  3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。</p> <p><b>(2) 面積の目安</b>  3 (2) による面積の目安の合計値とする。  なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。</p> <p><b>3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法</b>  <b>(1) 数量の目安</b>  <b>ア 水稻全体</b>  イ及びウの合計値とする。</p>	<p>及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表)  (エ) 作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の主食用米作付意向面積  (オ) その他の関連資料</p> <p><b>ウ 加工用米</b>  <b>(ア) うるち</b>  3 (1) ウ (ア) による参考値の合計値とする。</p> <p><b>(イ) もち</b>  元年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される2年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。</p> <p><b>エ その他</b>  3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。</p> <p><b>(2) 面積の目安</b>  3 (2) による面積の目安の合計値とする。  なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。</p> <p><b>3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法</b>  <b>(1) 数量の目安</b>  <b>ア 水稻全体</b>  イ及びウの合計値とする。</p>
---	--

### イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付実績を基本に、2(1)イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

### ウ 主食用米以外

次の(ア)から(ウ)までの参考値を合計して算定する。

#### (ア) 加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告(意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分)を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

#### a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が販売計画を 下回る場合	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稲作付意向に一定割合(2%)を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が販売計画を上回る場合	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の2年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

### イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される元年産の作付実績を基本に、2(1)イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

### ウ 主食用米以外

次の(ア)から(ウ)までの参考値を合計して算定する。

#### (ア) 加工用米

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の水稲作付意向に一定割合(2%)を乗じた数量を基本に、加工用米の作付実績及び作付意向を勘案して算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

b 「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

**(イ) その他（作付意向分）**

作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

**(ウ) その他（作付推進分）**

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の水稻全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

**(2) 面積の目安（主食用米以外の内訳にあつては参考値）**

(1) イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稻全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

**4 換算単収の算定方法**

**(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収**

農林水産省が公表した2年産水稻の都道府県別の10a 当たり  
年収量（1.7mm 基準ベース）とする。

**(イ) その他（作付意向分）**

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

**(ウ) その他（作付推進分）**

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の水稻全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

**(2) 面積の目安（加工用米にあつては参考値）**

(1) イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稻全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

**4 換算単収の算定方法**

**(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収**

農林水産省が公表した元年産水稻の都道府県別の10a 当たり  
年収量（1.7mm 基準ベース）とする。

**(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収**

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成25年産から令和元年産までの水稻の市町村別収穫量（北海道）のうち10a当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸5年分の平均値（以下、「市町村別7中5平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

（補正方法）

換算単収＝市町村別7中5平均単収（作況調整後）×補正係数  
補正係数＝（農林水産省が公表した元年産の北海道全体の年平均収量）÷（市町村別7中5平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収）

イ 市町村別7中5平均単収の算定において、秘匿措置により10a当たり収量の公表値が7年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別年平均収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加重平均した値とする。

エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

**(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収**

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した24年産から30年産までの水稻の市町村別収穫量（北海道）のうち10a当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸5年分の平均値（以下、「市町村別7中5平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

（補正方法）

換算単収＝市町村別7中5平均単収（作況調整後）×補正係数  
補正係数＝（農林水産省が公表した元年産の北海道全体の年平均収量）÷（市町村別7中5平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収）

イ 市町村別7中5平均単収の算定において、秘匿措置により10a当たり収量の公表値が7年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別年平均収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加重平均した値とする。

エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。



## **5 令和3年産主食用うるち米の生産の目安の調整方法**

各地域協議会の令和3年産主食用うるち米の生産の目安（以下、「目安」という。）は、全道の「目安」の範囲内で設定することとし、3で算定した面積の「目安」について、次のとおり調整する。

### **(1) 調整対象の地域協議会**

令和2年産作付実績と比較し、令和3年産の作付面積を維持又は増加する意向のある地域協議会（別途定める協議会は除く）

### **(2) 調整の方法**

ア 3の(2)に基づき算定した地域協議会の面積の「目安」の数値を、作付意向面積の数値に置き換える。

イ 各地域協議会の面積の「目安」の合計が、全道の「目安」を上回る場合は、一律の割合を掛けて調整する。

ウ 数量の「目安」は、4の(2)の換算単収を用いて算出する。

## **6 その他**

(1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。

(2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。

## **5 その他**

(1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。

(2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。

## J A グループ北海道からの意見への対応方向

- ※ 資料4から主な意見を抜粋・整理
- ※ 産地交付金については別途協議

(1) 全道の目安について、主食用米の全国需要量の減少を踏まえ、国内全体の需給調整には一定程度協力するものの、安定供給とマーケットシェアを確保する観点から目安設定する必要がある。

- ご意見を踏まえて設定する。

(2) 主食用米の作付面積が目安を大幅に下回る状況を受け、主食用米の作付意向がある協議会へ意向に近い形で目安を配分できるよう、算定方法の見直しを検討する必要がある。

- 作付意向調査において、主食用うるち米面積を、令和2年産作付実績より維持・増加する意向のある地域協議会については、全道の目安の範囲内で、原則、当該協議会の作付意向どおりに配分する。

(3) 加工用米において、地域の意向のままに目安を設定した場合、需要以上に作付意向が積み上がり、ミスマッチが生じる恐れがあることから、北海道全体の作付意向と、ホクレンや北集の販売計画の整合性をとる必要がある。

また、地域協議会の生産の目安の設定にあたっては、主食用米を減らして加工用米（複数年契約）に取り組んだ産地と、主食用米の作付確保や水張拡大に努力した産地の間で不公平感などが生じないようにする必要がある。

- 加工用米の作付意向を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の区分に分けて把握し、ホクレンや北集の販売計画と比較した上で、「生産の目安」を設定する。
- 令和3年産の地域協議会の「生産の目安」については、2年産加工用米の複数年契約実績を基本に、ホクレンや北集の意向を反映した上で設定するとともに、不公平感を是正する必要性について検討していく。

## 地域協議会からの意見への対応方向

※ 主なものを抜粋（下記以外の意見は、別途、回答する予定）

### 1 3年産主食用うるち米目安の算定方法に関する意見

（1）（前年産の目安と実績に一定以上の乖離がある協議会は加算の対象外となるが）基盤整備事業による作付面積の減少や、事業終了に伴い増加する作付面積について配慮して欲しい。

- 基盤整備事業により、前年作付実績と目安が乖離する場合は、作付意向調査時にその旨を理由として提出することで、原則、加算の対象とする。
- 基盤整備事業終了に伴い増加する作付面積については、作付意向調査で把握し、目安算定時の基礎数量に含める。

（2）算定方法を再び変更する際、混乱の起こらないよう配慮して欲しい。

- 次年度以降の目安の算定方法を変更する場合には、今回、作付拡大した地域が混乱することのないよう、拡大後の作付実績を基礎として算定することとしたい。

（3）主食用米の需給バランスを考慮し、価格の下落が起こらないよう配慮して欲しい。

- 「各地域協議会の目安」は「全道の目安」の範囲内で設定することとし、「全道の目安」は例年どおり、①農業団体及び集荷団体の生産販売計画、②国が公表する需給見通し・需要実績、③作付意向調査などを考慮して算定する。

（4）（主食用米を増やすにあたって、）産地交付金（道枠）の加工用米複数年契約分が契約不履行となってもよいのであれば賛成したい。

- 主食用米を増やす意向であっても、産地交付金の加工用米複数年契約の要件等は変更しない。

（5）産地交付金の配分額に影響が出ないよう配慮して欲しい。

- 今回の目安の算定方法の変更は、産地交付金の配分額に影響しない。

## 2 「生産の目安」全体に関する意見

(1) 実績を考慮し、水張面積を増加させる協議会には手厚い内容を求める。

- 産地交付金（道枠）等の設定については、現行制度の範囲内で、水張面積を維持・増加する地域協議会に対する支援の強化を検討してまいりたい。

(2) 目安について基礎分や追加分など、算定方法の詳細は明確にしてもらいたい。

- 算定方法の概要は担当者説明会等で説明しており、算定の詳細も求めに応じて提供している。引き続き、可能な限り分かりやすく説明・周知してまいりたい。

(3) 主食用米の目安を増加するのであれば、2年産の加工用米・飼料用米の複数年契約面積について事前に調整したものと考えられるため、目安の設定の方向性については早い段階で示していただきたい。

- 全国の需給動向、国の予算要求内容等を踏まえ、例年、9～10月に「生産の目安の基本的な考え方」を定めており、引き続き、速やかに示すよう努めてまいりたい。

(4) 地域間調整を全道単位にするなど、調整の対応強化を図ってはどうか。

- 目安の実効性を高めるため、今回の変更内容を踏まえ、地域間調整の時期や方法について、実施主体であるJAグループと調整してまいりたい。

## 令和3年度産地交付金について（案）

（ 令和2年10月5日  
北海道農政部農産振興課 ）

### 1 令和3年度産地交付金の国の予算要求の概要 別添のとおり

### 2 産地交付金（道枠）活用の考え方

今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産や複数年契約の取組を支援することを基本に、令和3年度については、以下のとおりとする。

- 国が措置する予算の範囲内で、現行の助成内容と単価は可能な限り継続。
- 各使途の取組要件のうち、一定の取組実績が複数年にわたって確認されており、概ね定着したと判断される取組を除外するほか、新たに必要な取組を追加する。

### 3 産地交付金の活用計画案（10月5日時点）

#### （1）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部を道枠で活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分	配分先		
	道枠	地域枠（配分の考え方）	
当初配分（4月）	○	○	過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
転換作物拡大加算		○	転換作物拡大計画面積×15千円/10a
高収益作物等拡大加算		○	転換作物拡大計画面積×30千円/10a
追加配分（10月）			
留保分	○	○	当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
そば・なたねの作付		○	追加配分対象面積×20千円/10a
新市場開拓用米の作付		○	追加配分対象面積×20千円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約		○	追加配分対象面積×12千円/10a
転換作物拡大加算		○	当初配分面積と実績面積の差×15千円/10a
高収益作物等拡大加算		○	当初配分面積と実績面積の差×30千円/10a

(2) 道枠活用計画案

助成の内容	助成単価（上限単価）	
	2年度	3年度
水稲作付面積の維持・確保		
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成	18千円/10a	未定
飼料用米（多収品種）の取組に対する助成	9千円/10a	未定
米粉用米・WCS用稲・飼料用米（SGS）の取組に対する助成	9千円/10a	未定
加工用米・新市場開拓用米の複数年契約の取組に対する助成	12千円/10a	未定
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成	15千円/10a	未定

(対象作物別の助成体系)

		作付助成	複数年契約助成	省力化・低コスト化助成
加工用米		○	○	○
新市場開拓用米		○	○	○
飼料用米	多収品種	○		○
	多収品種以外	SGS	○	○
		SGS以外		
米粉用米		○		○
WCS用稲		○		○

※ 道枠活用計画案については、助成単価を含め、国の予算措置及び配分の状況や国との協議の経過により、今後、内容が変更されることがある。

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠又は地域枠に残余が生じた場合は、その残余額を相互に融通して活用することがある。

# 9 水田活用の直接支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 305,000 (305,000) 百万円】

## <対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金**により、**地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成**により支援します。

## <政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米70万トン、米粉用米13万トン [令和12年度まで]） ○ 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで] ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

### 2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援**します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

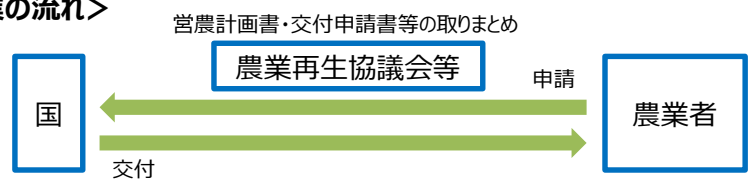
### 3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の**関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進**します。

## 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

## <事業の流れ>



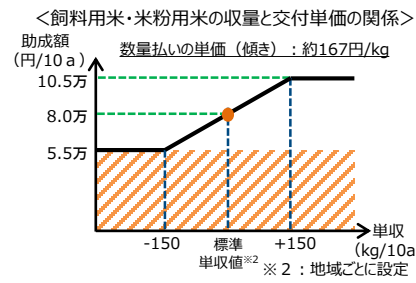
【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

## <事業イメージ>

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※1：飼料用とうもろこしを含む



### 産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田フル活用ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、以下を年度当初に配分。
  - ① **転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)**  
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
  - ② **高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)**  
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※3の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。  
※3：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし
- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※4	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※4：3年以上の契約

### 水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。
  - ① **高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)**  
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット) ※5：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援
  - ② **高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a)** 高収益作物による畑地化の取組を支援※5。
  - ③ **子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。